

# 道路反射鏡（カーブミラー）設置等の手引き

令和8年4月

## 1. 趣旨

本手引きは、富士宮市における道路反射鏡（カーブミラー）（以下「カーブミラー」という。）の設置等に関する基本的な考え方を取りまとめたものです。

カーブミラーは、見通しの悪いカーブや交差点において、自動車の直接目視が困難な場合に、安全確認を補助する施設です。

ただし、カーブミラーには死角があることや距離を判断しにくいなどの特性があり、運転手がカーブミラーを過信することによって、かえって事故を招く恐れもあるため、設置にあたっては慎重な判断が必要です。

安全確認は、あくまでも運転者自身が直接目視により行うことが原則です。

## 2. カーブミラーの特性

カーブミラーには、次のような特性があります。

- (1) カーブミラーの鏡面に映る範囲は限定的で必ず死角があります。死角から出てくる歩行者や自転車の発見が遅れることがあります。  
そのため、設置位置や高さによって、歩行者や自転車の事故を誘発する可能性があります。
- (2) 近接車がないことを遠方から確認できることから、かえって通過速度の上昇や一時停止違反を招く恐れがあります。
- (3) カーブミラーに映る車は小さく見え、遠く感じやすいため、距離感・速度感をつかみづらくなります。
- (4) カーブミラーには左右が反転して映るため、混乱を招きやすくなります。

## 3. カーブミラーの設置について

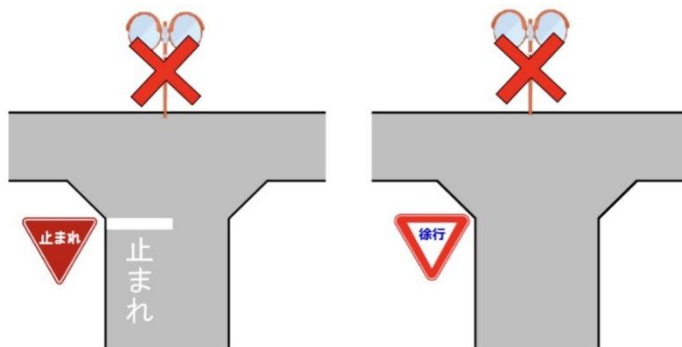
カーブミラーの設置については、前述の特性を踏まえて下記のとおり検討します。

- 自治会から提出された要望書を受けて現地調査を行い、直接目視で安全確認が困難な場所であることを確認したうえで、設置を検討します。（設置できない場合があります。）
- 事故が発生したという理由だけで、カーブミラーの設置を判断するものではありません。事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を心がけてください。
- 私道は個人か法人が所有する道路であり、私道と市道の交差点及び私道内には、利用者や受益者が限定されるため設置しません。

#### 4. カーブミラーを設置しない場所

私有地から公道へ出る場合には一時停止義務があります。(道路交通法17条)

また、道路交通法により「止まれ」や「徐行」等の規制がある交差点は、カーブミラーを設置することにより、一時停止や徐行義務を怠り、かえって重大事故の発生が危惧されることから、原則設置しません。ただし、極めて見通しの悪い箇所においては、カーブミラーを設置する場合があります。

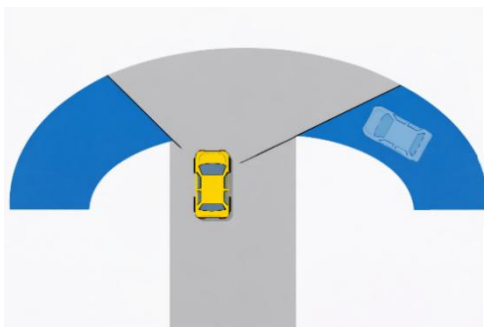


#### 5. 設置基準

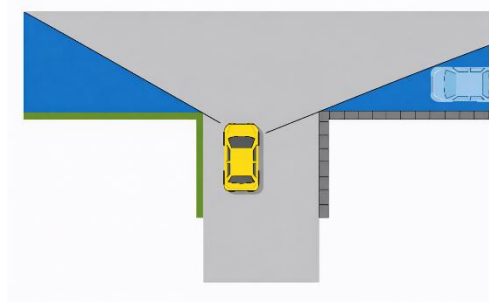
カーブミラーの新規設置の可否は、原則として次の(1)、(2)の基準により判断しています。

##### (1) 設置可能と判断する基準

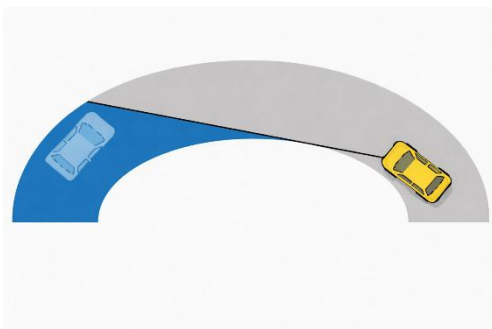
内側にカーブしていて見通しが悪い場合



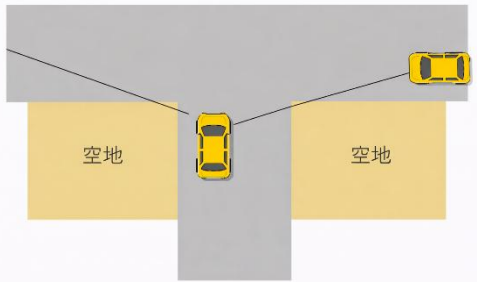
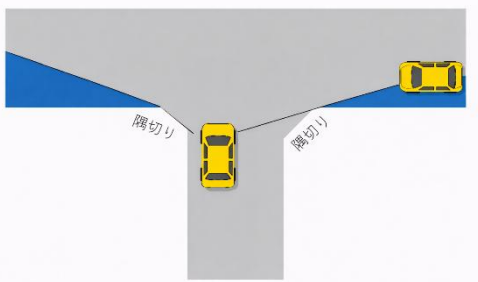
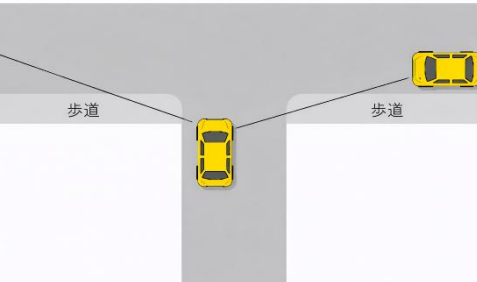

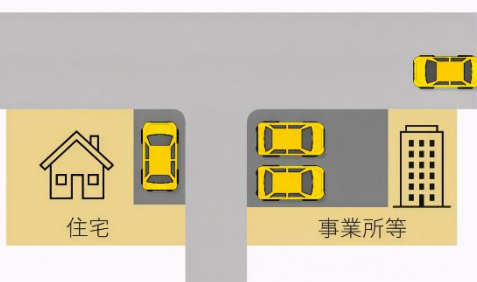
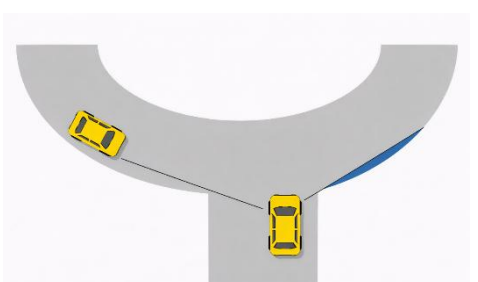
民地境界内の塀や垣根などにより、見通しが悪い場合



カーブで見通しが悪い場合



## (2) 設置不可と判断する基準

<p>空地などの土地利用形態により、見通しが確保されている場合</p> 	<p>隅切りが設置されている場合</p> 
<p>歩道が設置されている場合</p> 	<p>私道等からの出入口</p> 
<p>住宅や事業所などの出入口</p> 	<p>外へカーブしており、見通しが確保されている場合</p> 

※ 占用による自費での設置は可能である場合もあります。

その後の維持管理は設置者が行ってください。

詳しくは管理課 管理係 (0544-22-1156) に相談してください。

## 6. 設置後の管理について

市が設置した後、カーブミラーの支柱に「富士宮市」と書かれた管理シールを貼ります。  
(富士宮市のシールがないものは、自治会又は個人所有と考えられます。)

接触等により角度調整等が必要な場合は、道路課 調査修繕係 (0544-22-1240) までご連絡ください。

## 7. 道路反射鏡の移設または撤去について

自己都合による私有地内の形状変更(出入口等の変更等)に伴い、公道上に設置されたカーブミラーを移設、撤去する場合には、自費工事となります。

- 道路管理者以外の者が道路に関する工事又は維持を行う場合は、道路管理者の承認を受けなければなりません(道路法第24条)
- この工事等に要する費用は承認を受けた者が負担することとされているため(道路法第57条)、自費工事となります。

既存のカーブミラーについては、以下の理由により撤去する場合があります。

- 地権者の都合により設置継続が困難となった場合
- 道路改良等により道路状況等が変化した場合
- 道路管理者(富士宮市)が不要と判断した場合